

2012年12月3日

環境省自然環境局総務課 動物愛護管理室 御中

**動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正等に伴う  
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則等の一部改正案に関する意見  
(動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正関連)**

住所: 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 29 番 31 号 清桜 404

氏名: NPO 法人動物実験の廃止を求める会 (JAVA)

電話番号: 03-5456-9311

意見:

**< 該当箇所 >**

「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則等の一部改正(案)の概要(動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正関連)」(以下「概要」という。)の「 犬猫等販売業者関係」の(1)犬猫等販売業の範囲(改正法第10条第3項関係)

**< 意見内容 >**

犬猫だけでなく、最低でも哺乳類は対象にし、「哺乳類の販売を業として行うこと」とする。

**< 理由 >**

ウサギやハムスターなどの他の動物も非常に多く販売され、悪質業者による問題も多発している。本来は、動物取扱業の対象となっている動物種すべてに改正法の「犬猫等販売業者」の規定が適用されるべきと考える。しかし、哺乳類と鳥類や爬虫類では生態が大きく異なることや、今回の改正では、これまでにない多くの改正点があり、自治体職員の方の負担等を考慮し、まずは「哺乳類」を対象とし、いずれ鳥類と爬虫類も対象に入れる段階措置もやむを得ないと考える。

**< 該当箇所 >**

概要の「 犬猫等販売業者関係」の(2)犬猫等健康安全計画の記載事項(改正法第10条第3項関係)

**< 意見内容 >**

について:

具体的に記載を求める事項として、「幼齢の犬猫の管理体制」とあるところを、「販売もしくは繁殖に

供する犬猫等の管理体制」とする。

について：

「販売の用に供することが困難となった犬猫の取扱い」とあるところを、「販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い」とする。

について：

「生後 56 日(経過措置期間中は 45～49 日)までの間の親等との飼養」、「夜間展示を行わないこと」以外は、犬猫に限定せず、哺乳類を対象に記載を求める。

#### <理由>

について：

改正法文において、「販売の用に供する犬猫等」に幼齢でなくとも繁殖に供する犬猫等も含まれるとされている。さらに、先に述べたとおり、犬猫等販売業の範囲を「哺乳類」とすべきと考えるため、「販売もしくは繁殖に供する犬猫等の管理体制」とすべきである。

について：

の理由と同じく、犬猫等販売業の範囲を「哺乳類」とすべきと考えるため、「販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い」とすべきである。

について：

「生後 56 日(経過措置期間中は 45～49 日)までの間の親等との飼養」、「夜間展示を行わないこと」については、改正法において、犬猫が対象となっているためやむを得ないが、の理由と同じく、犬猫等販売業の範囲を「哺乳類」とすべきと考えるため、それ以外の事項は対象を犬猫に限定せず、「哺乳類」として、記載を求めるべきである。

#### <該当箇所>

概要の「 犬猫等販売業者関係」の(3)犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るために適切なものとして環境省令で定める基準(改正法第12条本文関係)

#### <意見内容>

ついて：

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第3 条の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準の第五号のイと飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準の第三号と第八号を次のように

改正したうえで適用する。

(動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準)

五.

イ 営もうとする動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る一年間以上の実務経験があること。

(飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準)

三. 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。ただし、動物の快適さを優先したものにすること。

八. 構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ適切なものであること。

について:

「幼齢の犬猫」とあるところを「犬猫等」とする。

について:

「犬猫」とあるところを「犬猫等」とする。

#### <理由>

ついて:

顧客に動物の適正飼育を説明したり、動物の世話をする職員は、豊かな知識と経験を必要とする。実務経験は、少なくとも一年、もしくはそれ以上とするべきである。

飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準の第三号は、清掃等の管理を行う側の都合しか考えられていない規定になってしまっている。犬猫等の福祉を最優先に考えるべきであることから、「ただし、動物の快適さを優先したものにすること。」を追加すべきである。

現行の同基準の第八号は、「構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと。」となっているが、「著しく不適切」というのは、「よほど酷い」「最低レベルに近い状態」を指し示す表現と言える。「著しく不適切」では、単なる「不適切」や「適切でない」は容認されるかのような誤解を与え、極端に酷いケース以外は見逃されてしまうことになりかねない。

動物愛護法の理念に則って、動物にとって「適切である」のが当然であることから、「適切なものであること。」とすべきである。

について:

先に述べたとおり、犬猫等販売業の範囲を「哺乳類」とすべきと考えるため、「犬猫等」とすべきである。

について：  
に同じ。

**< 該当箇所 >**

概要の(4)帳簿記載事項(改正法第22条の6第1項関係)の

**< 意見内容 >**

「犬又は猫」とあるが、「犬猫等」とする。

**< 理由 >**

先に述べたとおり、犬猫等販売業の範囲を「哺乳類」とすべきと考えるため、「犬猫等」とすべきである。

**< 該当箇所 >**

概要の(5)都道府県知事への定期報告(改正法第22条の6第2項)の(1)～(4)

**< 意見内容 >**

「犬猫」とあるが、「犬猫等」とする。

**< 理由 >**

先に述べたとおり、犬猫等販売業の範囲を「哺乳類」とすべきと考えるため、「犬猫等」とすべきである。

**< 該当箇所 >**

概要の「販売に際しての情報提供の方法」(改正法第21条の4関係)

**< 意見内容 >**

概要に挙げられている(1)～(4)に異論はない。

**<理由>**

現状を考え、まずは概要のとおり運用してみて、問題が発覚次第、随時改正するのが妥当と考えるため。特に(2)の例外を設けないことは大いに賛成である。例外を設けてしまったなら、それを抜け道にする悪質業者も出かねない。今後も例外は設けるべきではない。

**<該当箇所>**

概要の「 第二種動物取扱業関係」の(1)第二種動物取扱業の範囲(改正法第24条の2本文)のと

**<意見内容>**

について:

対象外に「非営利の競りあわせん業」とあるが、これを対象にする。

について:

ウの合計頭数を10頭とする。

**<理由>**

について:

第一種動物取扱業の対象である営利目的の競りあわせん業の隠れ蓑、登録回避の抜け道になりかねず、対象とすべきである。

について:

10頭程度のウサギやモルモットの飼育数で劣悪飼育になっている公園動物のケースなどが結構ある。小さな動物でも、10頭飼育するには、それなりの人手、施設や設備が必要であり、細目を守らせる必要がある。

**<該当箇所>**

概要の「 第二種動物取扱業関係」の(2)第二種動物取扱業の届出手続(改正法第24条の2、第24条の3)及び(3)第二種動物取扱業者遵守基準(改正法第24条の4により読み替える第21条)

**<意見内容>**

2)飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準のと及び5)細目事項(設備の構造及び規模)のを次のように修正したうえで、概要どおりとする。

(飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準)

床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等、衛生状態の維持及び管理がしやすい構造とするよう努めること。ただし、動物の快適さを優先したものにすること。

構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ適切なものであること。

(設備の構造及び規模)

ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とするよう努めること。ただし、動物の快適さを優先したものにすること。

#### <理由>

飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準の と設備の構造及び規模の は、清掃等の管理を行う側の都合しか考えられていない規定になってしまっている。動物の福祉を最優先に考えるべきであることから、「ただし、動物の快適さを優先したものにすること。」を追加すべきである。

飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準の は、「構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと。」となっているが、「著しく不適切」というのは、「よほど酷い」「最低レベルに近い状態」を指し示す表現と言える。「著しく不適切」では、単なる「不適切」や「適切でない」は容認されるかのような誤解を与え、極端に酷いケース以外は見逃されてしまうことになりかねない。

動物愛護法の理念に則って、動物にとって「適切である」のが当然であることから、「適切なものであること。」とすべきである。

上記以外の部分については、第二種動物取扱業の規定が初めて設けられたこともあり、まずは概要のとおり運用してみて、問題が発覚次第、随時改正するのが妥当と考える。

#### <該当箇所>

概要の「 特定動物飼養保管許可制度関係」(改正法第27条第1項第1号)

#### <意見内容>

口を「殺処分(イの措置を行うよう努めたが不可能であって、やむを得ず、自らの責任においてこれを行う場合に限る。なお、その場合は、獣医師立会のもと、その動物に苦痛や恐怖を与えない方法によること。)」と修正する。

**<理由>**

必ず、譲渡に全力を注がせるべきであること、またその結果、やむを得ず殺処分する場合に、飼養者が動物の心身の苦痛を考えない安易な方法により殺処分を行わないよう、上記のように記すべきである。

**<該当箇所>**

概要の「 虐待を受けるおそれのある事態について」(改正法第25条第3項)

**<意見内容>**

以下のように、 を修正し、また、2つ事態を と として追加する。

給餌・給水が毎日、適切に行われておらず、栄養不良等や飢えや乾きに苦しんでいる個体が見られる事態

十分に風雨や暑さ、寒さをしのげる環境にない等、動物が快適に生活で生きない不適正な飼養状況が想定される事態

その他、自治体の担当職員が動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがあると判断した事態

**<理由>**

について:

「一定頻度」の解釈が曖昧である。給餌・給水は毎日行うのが当然であるが、飼養者によっては「3日に1回」等も「一定の頻度」と誤解しかねない。また、栄養不良に陥るまでの飢えや乾きを訴えている段階で手を打つべきである。

について:

犬小屋もなく外につながれている犬や、雨風の吹きこむ檻で飼育されている動物もいる。必要な飼養施設や設備がない状況での飼育も虐待である。

について:

不適正飼養のケースはさまざまである。規定に盛り込まれていないケースに対応できないことのないよう、自治体職員が臨機応変に措置が講じることができるよう、 の規定は不可欠である。

**< 該当箇所 >**

概要の「 犬猫の引取りを拒否できる場合について」(改正法第35条第1項但し書き)

**< 意見内容 >**

以下のように、 、 、 を修正する。

繁殖制限措置を講じる旨の指導に応じない場合

引取りを求めるに当たって、あらかじめ新たな飼い主を探す取組を十分にしていない場合

その他法第7条第4項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと都道府県等が判断した場合

**< 理由 >**

について:

繁殖制限を怠り、何度も出産させた母犬猫の引取りを求められることも考えられ、子犬や子猫の引取りを求められた場合に限定すべきではない。

について:

一人二人の知り合いに当たっただけで、「新たな飼い主を探す取組はした」と主張する持ち込み者もいると考えられる。犬猫の命に関わる問題であり、終生飼養するのは飼い主の義務であり、責任である。あらゆる手段を講じ必死になって新たな飼い主を探す取組をさせる必要がある。

について:

無責任な所有者の持ち込み理由は、多岐にわたっていたり、予想外のケースもあり得ることから、また、条例、規則で定めない自治体もあり得ることから、具体的に規定されていない場合であっても、引取り現場の自治体職員の判断で拒否できる裁量を与える必要があるため。

以上